

アンダーラインの箇所は、今回のパブリック・コメントによるご意見を反映した箇所です。

第274回兵庫県議会に上程したものです。

環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)の一部を次のように改正する。
目次中「第142条・第143条」を「第142条 - 第143条」に改める。

第142条の次に次の6条を加える。

(特定物質排出抑制計画の作成等)

第142条の2 大気中に排出される地球の温暖化の原因となる物質のうち二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素その他規則で定めるもの(以下この節において「特定物質」という。)を相当程度多量に排出するものとして規則で定める工場等を設置し、又は管理している者(以下「特定規模排出事業者」という。)は、規則で定めるところにより、事業活動に伴う特定物質の排出状況、当該特定物質の排出の抑制に係る目標、その達成のために講ずる措置その他の特定物質の排出の抑制に関する事項を定めた計画(以下「特定物質排出抑制計画」という。)を、知事が定める指針に基づき作成し、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により特定物質排出抑制計画を提出した特定規模排出事業者は、特定排出物抑制計画を変更したときは、変更後の特定物質排出抑制計画を速やかに知事に提出しなければならない。

(特定物質の排出の抑制)

第142条の3 特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画に基づき、特定物質の排出を抑制するよう努めなければならない。

2 特定規模排出事業者は、規則で定めるところにより、特定物質排出抑制計画に基づき講じた措置の結果を知事に報告しなければならない。

(特定物質排出抑制計画等の公表)

第142条の4 知事は、第142条の2第1項又は第2項の規定により提出された特定物質排出抑制計画及び前条第2項の規定による報告の内容を取りまとめ、公表するものとする。

(指導又は助言)

第142条の5 知事は、特定規模排出事業者に対し、特定物質排出抑制計画の作成及び特定物質排出抑制計画に基づく措置の実施について、必要な指導又は助言を行うものとする。

(勧告)

第142条の6 知事は、特定規模排出事業者が第142条の2第1項若しくは第2項の規定による提出又は第142条の3第2項の規定による報告をしなかったときは、当該特定規模排出事業者に対し、当該提出又は報告をすべきことを勧告することができる。

(特定規模排出事業者による取組状況の公表)

第142条の7 特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画、特定物質排出抑制計画に基づく措置その他の特定物質の排出を抑制するための取組の状況を公表するよう努めるものとする。

第143条の見出しを「(特定事業における排出の抑制)」に改め、同条第1項中「大気中に排出される地球の温暖化の原因となる物質のうち規則で定めるもの(以下この条において「特定物質」という。)」を「特定物質」に改める。

第150条第2項中「又は第118条の2第4項若しくは第5項」を「、第118条の2第4項若しくは第5項又は第142条の6」に改める。

なお、この条例の施行は平成15年10月1日からの予定です。